

性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟 ～ 1 is 2 many!(ワンツー)議連 ～ 決議

性暴力は被害者の人権を蹂躪し、極めて長い期間にわたり心身に耐え難い傷を残す、許すことのできない行為である。

昨年の通常国会において110年ぶりに性犯罪厳罰化を内容とする法改正が行われたが、性犯罪のみならず性暴力の防止、致命傷の回避・被害の最小化、回復を目的とし、「性暴力被害はたとえ1件でもあれば多すぎる」との考えのもと、私たちは平成29年12月1日に議員連盟を設立した。

以来、現場で活動してきた各支援団体を始めとする各団体との連携や意見交換、各省庁からのヒアリングを通じ、「性暴力のない社会の実現」に向け、議論を深めてきた。

今回、これまでの議論の結果、緊急に対応すべき項目として以下を決議する。

① ワンストップ支援センターの設置・機能拡充

- ・47都道府県への設置を着実に進めると同時に、相談者のニーズに応えるため24時間対応化を進めること。
- ・性犯罪・性暴力被害者支援交付金等により、各自治体の取り組みに対する支援を強化すること。
- ・病院型や地域拠点病院の整備等、被害者の実情にあった支援センターや病院を始めとする各機関との連携を充実、強化すること。

② 刑法改正の周知徹底・教育の推進

- ・政府は国民に刑法改正の意義や内容を広報し、周知することで刑法改正の理解を深め、性暴力の抑止を図ること。
- ・学校教育現場における性暴力・性犯罪に対する教育の推進を図るとともに、教職員に対する監督指導を徹底すること。

③ 性暴力に関する調査の実施

- ・昨年の刑法改正における附則に記されている見直しに向け、暗数調査等を通じてより実態を把握するとともに、集中的・効果的に行うことにより正確な課題の把握を図ること。

④ 被害者支援の充実

- ・被害者の支援の現場である婦人相談所や婦人保護施設等の支援措置の充実を図ること。
- ・IT社会の進展に伴い深刻となっている電子画像や個人情報の流布による被害の拡大を防ぐため、電子データの削除を迅速かつ的確に行えるようにする法的も含めた措置を早期に検討し、講じること。
- ・警察において、被害者からの相談対応や事情聴取、証拠採取、病院への付き添い、カウンセリングなど、性犯罪の被害者に関わる様々な業務が、被害者の人権や心情に十分に配慮のうえで適切になされるよう、警察職員に対する研修の実施、女性警察官を含めた性犯罪指定捜査員等の指定、被害者の心理等に関する専門的な知見を有する職員等の配置、必要な資機材の整備等、二次被害を防止するための体制整備を推進すること。また、被害の潜在化を防止するため、被害に遭った際の相談窓口を充実させるとともに、そうした窓口を積極的に周知するための広報啓発を、必要な予算措置を講じるなどにより一層推進すること。
- ・児童に対する性暴力への対応につき、被害児童の負担を軽減しつつ、被害に関する確かな供述を得るため、関係機関の代表者による聴取の取り組みを推進するなどの多機関連携を強化するとともに体制を充実させること。
- ・障害者等、特に配慮が必要な被害者に対する支援の充実を図ること。

⑤ 刑法改正の附則に記された3年後見直しに向けた取り組みの加速

- ・昨年¹の刑法改正において附則に記された3年後見直しの検討に資するため、付帯決議を踏まえ、法制審議会等の前提となる実態調査を連携して効果的に行うための体制を構築して推進するとともに、被害者等からのヒアリングを適時適切に実施すること。

⑥ 各施策の実施における民間団体との連携強化

- ・制度の推進や議論において知見のある民間団体、弁護士等の有識者との連携を強化し、その知見と活動を活かすことによって、きめ細かな対応が出来るよう体制を整備すること。

※今後、当議連において、特に「AV出演強要問題」「障害者に対する性暴力」についてはPTを設置し、議論を別途行うことで議論を深めるとともに、提言をまとめる。

※また、本決議を含めた様々な問題につき、当議連では必要に応じ議員立法も視野に検討を進めるものとする。

以上。